

(資料 - 6)

実施計画 (平成 17 年度 (2005 年度) ~ 平成 19 年度 (2007 年度))

(吹田市第 3 次総合計画基本計画 (部門別計画) [案] の

施策体系順に並べ替えをした資料)

第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
1	1	1	1	1	非核平和都市宣言事業(平和のつどい他)	戦争の悲惨さ平和の尊さについて、市民の理解と認識が深まるよう啓発活動を推進する。	19～2
2	1	1	1	1	非核平和都市宣言事業(戦後60周年記念事業)	戦後60周年記念事業を実施する。	19～2
3	1	1	1	2	非核平和都市宣言事業(平和のつどい他)	戦争の悲惨さ平和の尊さについて、市民の理解と認識が深まるよう啓発活動を推進する。	19～2
4	1	1	1	2	非核平和都市宣言事業(戦後60周年記念事業)	戦後60周年記念事業を実施する。	19～2
5	1	2	1	1	人権意識の啓発	基本的人権の尊重について、市民の理解と認識が深まるよう啓発活動を推進する。	19～3
6	1	2	1	1	人権啓発推進協議会活動補助	吹田市人権啓発推進協議会と連携を図りながら市民の人権意識の高揚を図る。	19～4
7	1	2	1	1	人権意識の高揚	基本的人権の尊重について理解と認識が深まるように、情報の提供を行い学習の充実を図る。	66～1
8	1	2	1	1	人権教育活動	人権意識を啓発普及するため研修・講座等の学習機会の充実を図る。	72～2
9	1	2	1	4	交流活動館整備事業【建設】	施設の老朽化に伴う補修及び設備改修を行い、人権、福祉、文化学習など市民交流の場にふさわしい施設整備を行う。	19～1
10	1	2	1	4	交流活動館事業の充実	すべての人権問題の課題解決をめざし、広く周辺地域との交流促進を図るとともに、自立支援や福祉の向上に資する事業を実施する。	20～1
11	1	3	1	-	すいた男女共同参画プランの推進	すいた男女共同参画プランに基づく施策を推進する。	20～2
12	1	3	1	-	すいた男女共同参画プラン策定事業	現行のすいた男女共同参画プランは平成19年度(2007年度)までとしているため、第3期プランを策定する。	20～3
13	1	3	1	-	男女共同参画苦情等処理委員制度	市の男女共同参画施策への苦情や性別による人権侵害についての相談の申出を、男女共同参画苦情等処理委員が公正・中立な立場で処理する。	20～4
14	1	3	2	-	男女共同参画センター事業	男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民・事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援する。また、市民と協働して事業を推進する。	20～5
15	1	3	2	-	男女共同参画の啓発等	男女共同参画についての情報提供、シンポジウムの開催等を行い、男女共同参画社会の形成をめざす。	20～6
16	1	3	3	2	男女共同参画推進事業	男女共同参画にかかる、情報を収集するとともに、市内の事業者、事業所の労働者を対象に冊子、パンフレット等を通じ、啓発を行い男女共同参画社会の実現をめざす。	57～5

第2章 市民自治が育む自立のまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
17	2	1	1	1	自治意識の啓発	公共施設等の見学会、研修会を実施し、市民の行政への理解と自治意識の高揚を図る。	22～7
18	2	1	1	2	市民参画型まちづくりの推進	「協働」「協育」を基本理念とし、市民、事業者、行政が良きパートナーとなり、互いに補完しあえる社会を構築するための方策を検討し、施策を推進す	21～2
19	2	1	1	2	市民公益活動促進補助金	市民公益活動を促進するため、市民公益活動団体が、自立して事業を展開できることが必要で、活動の立ち上がり期などの事業実施に補助し市民公益活動を支援する。	21～3
20	2	1	1	2	市民公益活動拠点施設の整備	市民公益活動の推進を図るため、市民公益活動を支援する機能を備えた拠点施設の整備を進める。	22～1
21	2	1	1	2	コミュニティ活動への支援	市民が自主的に行うコミュニティ活動が発展するよう支援する。	22～2
22	2	1	1	2	市民活動災害保障保険事業	公益性のある活動を行う市民活動団体の市民活動を支援するため市民活動災害保障保険制度を創設する。	23～1
23	2	1	2	1	佐竹台市民ホールの改築【建設】	地域市民の集会等の用に供し、市民の文化、福祉等の向上を図るため、佐竹台市民ホールの改築を行う。	21～1
24	2	1	2	1	コミュニティ施設の充実	コミュニティ活動の促進を図るため、集会所等の諸施設の充実を図るとともに、市民の諸活動を促進・支援するコミュニティ施設の整備を進める。	22～3
25	2	2	1	-	情報化の推進	市民サービスの向上と市民の情報ニーズへの対応を図るとともに、事務の効率化・オンライン化を図るために、情報化を推進する。	23～2
26	2	2	1	-	通信・情報機器の活用	庁内情報通信網（LAN）を利用し、情報の共有化を図り、事務の効率化を推進する。	112～4
27	2	2	4	-	広報機能の充実	市民サービスの向上と市民の情報ニーズへの対応を図るとともに、事務の効率化・オンライン化を図るために、情報化を推進する。	23～3
28	2	2	4	-	行政資料閲覧コーナーの充実	行政資料閲覧コーナーの資料充実を図り、市政についての情報の提供に努める。	23～4
29	2	2	4	-	情報公開制度の推進	市が管理する公文書を原則として公開し、憲法で定める地方自治の本旨に即した市政の発展をめざす。	23～5
30	2	2	5	-	個人情報保護制度の推進	市民の自己情報をコントロールする権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを図り、基本的人権の擁護と信頼される市政の推進をめざす。	23～6
31	2	3	1	1	市民参画型まちづくりの推進	「協働」「協育」を基本理念とし、市民、事業者、行政が良きパートナーとなり、互いに補完しあえる社会を構築するための方策を検討し、施策を推進す	21～2
32	2	3	1	1	自治意識の啓発	公共施設等の見学会、研修会を実施し、市民の行政への理解と自治意識の高揚を図る。	22～7
33	2	3	1	1	市民100人委員会の設置	市政への市民参画を積極的に進めるため、多くの市民の意見を聞き、行政の施策案に反映させ得る意見や提言を求めていくことを目的に設置する。	22～8
34	2	3	1	2	協働によるまちづくりにおける地域と行政のあり方の検討	協働によるまちづくりを進めるために地域と行政のあり方を調査研究する。	22～9

第2章 市民自治が育む自立のまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
35	2	3	2	-	市民相談の充実	市民の各種相談の充実、市政や市民生活に関する、身近な相談、情報の提供に努める。	22～4
36	2	3	2	-	市政モニター	市民からアンケート調査を通じて市政に関する意見を聴き、市政運営の参考とするとともに、市民参加の市政を進める。	22～5
37	2	3	2	-	懇談会等広聴機能の充実	市民生活に関係の深い施策や身近な問題について、市民の意見や参加をもとめ市政に反映させ、市政に対する協力をもとめる。	22～6

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
38	3	0	0	0	ハウスおおさか・すいた支援事業	ハウスおおさか・すいたの建設に対する支援策として、同ハウス隣接地に歩行者専用通路を整備するとともに市道のり面に植樹を行う。	28～1
39	3	0	0	0	原子爆弾被爆者二世に対する医療費助成事業	原子爆弾被爆者二世の健康保持のため、原子爆弾被爆者に対する健康管理手当支給対象疾病と同様の疾病についての医療費の一部を助成する。	29～3
40	3	1	1	1	次世代育成支援対策推進事業	次世代育成支援対策推進法により、次世代育成支援のための具体的な施策や数値目標を定めた行動計画の推進を図る。	29～6
41	3	1	2	1	保育所整備(遊戯室)【建設】	地域子育て支援センター事業に参加する親子に通年、参加しやすい遊戯室の環境を整備する。	28～3
42	3	1	2	1	ファミリーサポートセンター事業	地域において育児の援助を行うことができる者と援助を受けたい者を組織し、相互援助活動を行うことにより、地域での子育て支援の基盤形成や女性の社会参画の促進及び仕事と育児の両立支援を図る。	29～7
43	3	1	2	1	子育て広場助成事業	民間非営利団体等が行う、親子が気軽に立ち寄り、うち解けた雰囲気の中で交流を図ったり、育児相談等を行う、子育て広場事業に対して補助金を交付する。	29～8
44	3	1	2	1	子育て・子育て支援サークルネットワーク事業	市内の子育てサークルの交流会や研修会を行い、子育てサークルのネットワークの構築を図る。	29～9
45	3	1	2	1	地域子育て支援センター事業	保育園を地域子育て支援センターと位置付けて、子育て家庭の支援事業の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支援し合う基盤形成を推進する。	31～2
46	3	1	2	1	子育て支援施設の整備	子育て家庭への支援機能を提供した施設の設置の検討を行う。	31～3
47	3	1	2	1	子育て電話相談	育児に関する悩み事の電話相談事業を実施し、子育ての側面支援を行う。	31～4
48	3	1	2	1	児童館の整備	児童の健全育成を図るため、児童館の整備を進める。	32～8
49	3	1	2	2	保育所整備【建設】	保育所施設の老朽化に伴い年次的に大規模改修を実施する。	28～2
50	3	1	2	2	病後児保育室整備事業【建設】	乳幼児健康支援一時預かり事業を推進するため北千里保育園に病後児保育室を建設する。	28～4
51	3	1	2	2	留守家庭児童育成室の整備【建設】	児童数増加に伴い、豊津第一小学校留守家庭児童育成室の移転設置工事を行う。また、校舎改修に伴い、千里たけみ小学校留守家庭児童育成室の改修整備を行う。	28～5
52	3	1	2	2	乳幼児健康支援一時預かり事業	保育園児等で、病気の回復期ではあるが、集団保育の困難な期間、一時的にその児童を預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与する。	29～4
53	3	1	2	2	保育所防犯警備協力員配置事業(公立)	公立保育所の正門における立哨及び保育所内の巡回等、児童の安全を守る活動に協力するため、地域住民による警備協力員を募り、公立保育所における安全対策の充実を図る。	30～1

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
54	3	1	2	2	保育所防犯警備協力員配置事業（私立）	私立保育所児童の安全を守るため、地域住民による警備協力員の配置に対し助成し、私立保育所の安全対策の充実を図る。	30～1
55	3	1	2	2	私立保育所に対する助成	保育内容の充実を図るため委託料を支給し、長時間保育事業・乳児保育促進事業・延長保育対策事業等の実施に対し、助成金を交付する。	30～2
56	3	1	2	2	共同保育所助成金の交付	児童の健全な育成を図るため、保育所が充実するまでの間、暫定的措置として助成金を交付する。	30～3
57	3	1	2	2	一時保育助成事業	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急かつ短期間の保育事業の実施に対し、助成金を交付する。	30～4
58	3	1	2	2	休日保育助成事業	保護者の勤務等により休日に保育が必要な児童を保育するため、私立保育所が実施する休日保育事業に対し、助成を行う。	30～5
59	3	1	2	2	保育所保育時間の延長	保護者の就労形態の多様化、通勤時間等に配慮し、公私立保育所の保育時間を延長する。	30～6
60	3	1	2	2	保育所入所待機児対策	公立保育所において定員の弾力化により、受け入れ児童の増員を図る。	30～7
61	3	1	2	2	公立保育所緊急一時保育	緊急事由を有する児童の一時保育の入所・保育を実施する。	30～8
62	3	1	2	2	保育所給食調理室の改修	老朽している給食調理室の改修を行うとともに、腸管出血性大腸菌O157等の食中毒を防止するための衛生管理の強化を行う。	31～1
63	3	1	2	2	私立保育所整備費助成	社会福祉法人が、保育所の創設、増設、改築、又は大規模修繕等の事業を行うにあたり、その建設費の一部を助成する。	32～9
64	3	1	2	2	留守家庭児童育成室の整備	児童の健全な育成のため、育成室の施設整備を図る。	33～1
65	3	1	2	3	乳幼児医療費助成	就学前の乳幼児にかかる医療費の自己負担分の一部を助成する。	32～3
66	3	1	2	3	児童手当の支給	小学校第3学年終了前の児童を養育している者に対し支給する。	32～4
67	3	1	3	1	子どもの権利条約の周知・児童虐待防止の取り組み	子どもの権利に関し、理解・認識を深めるよう、子どもの権利条約の周知を図るとともに、児童虐待防止ネットワーク会議を中心とした関係機関の連携や児童相談体制の充実により、児童の健全な育成を図る。	29～5
68	3	1	3	2	療育センター整備事業【建設】	通園療育、地域療育機能を併せ持った療育センターを整備する。	28～6
69	3	1	3	2	1歳6箇月児健康診査事後指導	1歳6箇月児健康診査等において、心身発達の障害、若しくはその疑いがあると判断された幼児及びその保護者又は養育者に対し、各種相談、療育指導等適切な指導を行う。	32～6
70	3	1	3	2	療育システムの推進	療育システム検討委員会報告書を指針として療育システムを推進する。	32～7
71	3	1	3	2	肢体不自由児長期欠席児療育介助事業	わかたけ園、吹田療育園に通園する肢体不自由児の保護者が、妊娠又は疾病等により、療育が中断されることなく継続してできるよう、必要に応じて介助事業を実施する。	35～3
72	3	1	3	2	肢体不自由児単独通園介助事業	就学前の年齢の通園児について、単独生活に順応できるよう介助事業を実施する。	35～4

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
73	3	1	3	2	外来障害児保育制度事業	歩行・移動が困難で、当園の外来訓練を受けている乳幼児に、保育を提供する。	35～5
74	3	1	3	2	障害児地域療育等支援事業	在宅障害児に対して、杉の子学園の専門的療育機能を活用した各種の相談、指導を実施する。	35～6
75	3	1	3	2	杉の子学園待機児対策	待機となった入園希望者に対し、療育の支援を行う。	35～7
76	3	1	3	3	公立保育所緊急一時保育	緊急事由を有する児童の一時保育の入所・保育を実施する。	30～8
77	3	1	3	3	子育て電話相談	育児に関する悩み事の電話相談事業を実施し、子育ての側面支援を行う。	31～4
78	3	1	3	3	子育て支援短期利用事業	病気や事故等により養育が一時的に困難となった家庭の児童を7日を限度として、また仕事等が恒常的に夜間にわたるひとり親の児童を、概ね6か月間児童養護施設で養育する。	31～5
79	3	1	3	3	父子家庭介護人の派遣	一時的な傷病等により、日常生活を営むのに支障がある父子家庭に対して、介護人を派遣し、日常生活の世話をを行う。	31～6
80	3	1	3	3	遺児及び交通遺児手当の支給	両親が死亡、又はこれに準ずるような状況にある義務教育終了前の遺児の養育者に、遺児手当を支給する。交通事故によって養育者の一方が死亡、又は重度の障害者になった場合、義務教育終了前の交通遺児の養育者に、交通遺児手当を支給する。	31～7
81	3	1	3	3	診断料の助成	児童扶養手当障害認定等の申請のために要した診断料相当額を助成する。	31～8
82	3	1	3	3	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童と、その児童を養育するひとり親等の、入通院にかかる医療費の自己負担分の一部を助成する。	31～9
83	3	1	3	3	母子家庭等自立促進計画の策定	母子家庭等の自立の促進を図るための計画を策定する。	32～1
84	3	1	3	3	母子家庭自立支援対策事業	母子家庭等の自立促進を図るため、就労その他の自立支援を行う母子自立支援員を配置するとともに、就労支援のための自立支援給付金を支給する。	32～2
85	3	1	3	3	児童扶養手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の母又は母に代って児童を養育している者に支給する。	32～5
86	3	1	4	1	保育所防犯警備協力員配置事業（公立）	公立保育所の正門における立哨及び保育所内の巡回等、児童の安全を守る活動に協力するため、地域住民による警備協力員を募り、公立保育所における安全対策の充実を図る。	30～1
87	3	1	4	1	保育所防犯警備協力員配置事業（私立）	私立保育所児童の安全を守るため、地域住民による警備協力員の配置に対し助成し、私立保育所の安全対策の充実を図る。	30～1
88	3	1	4	1	幼稚園防犯警備協力員配置事業（公立）	公立幼稚園内の巡回、正門における立哨等、子どもたちの安全を守る活動に協力するため、地域住民による警備協力員を募り、公立幼稚園における安全対策の充実を図る。	67～3
89	3	1	4	1	幼稚園防犯警備協力員配置事業（私立）	私立幼稚園児の安全を守るため、地域住民による警備協力員の配置に対し助成し、私立幼稚園の安全対策の充実を図る。	67～3

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
90	3	1	4	1	小学校防犯警備協力員配置事業	小学校内の巡回、正門における立哨等、子どもたちの安全を守る活動に協力するため、地域住民による警備協力員を募り、学校における安全対策の充実にを図る。	67～8
91	3	1	4	1	小学校児童携帯用防犯ブザー支給事業	児童の安全対策の一環として、登下校中の不審者の誘拐や事件の発生を周囲に知らせるため、小学校全児童に携帯用防犯ブザーを平成16年度より支給し、今後は、新入生・転入生を対象に支給する。	70～7
92	3	2	0	0	在日外国人高齢者給付金の支給	年金等の支給が受けられない在日外国人高齢者で、大正15年(1926年)4月1日以前に出生した者に対し、給付金を支給する。	39～4
93	3	2	0	0	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定	現行の第2期計画に続き、平成18年度を開始年次とする第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する。	40～4
94	3	2	0	0	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施策を推進する。	40～5
95	3	2	1	0	金婚祝品・寿祝品の贈呈	金婚式を迎える夫婦及び喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿を迎える高齢者に対し祝品を贈呈する。	42～8
96	3	2	1	0	理・美容サービス券の交付	70歳以上の者に対して敬老月間に、理・美容サービス券を交付する。	43～1
97	3	2	1	0	無料入浴券又は万博自然文化園・日本庭園入園券の交付	70歳以上の者に対し敬老月間に、無料入浴券又は無料入園のどちらかを選択して利用する無料券を交付する。	43～2
98	3	2	1	0	敬老行事の開催	70歳以上の者を対象に高齢者の長寿を祝し、敬老行事を開催する。	43～6
99	3	2	1	1	いきがい教室の開催	趣味活動を通じて友達づくりなどを行うため、総合福祉会館及び府立老人総合センター等で、茶道、華道、陶芸、パソコン等の教室を開催する。	43～3
100	3	2	1	2	高齢者施設の検討	高齢者拠点施設整備について検討する。	39～5
101	3	2	1	2	ふれあい交流サロンモデル事業	高齢者から乳幼児までの市民が気軽に利用できるふれあい交流サロンのモデル事業を実施する。	39～6
102	3	2	1	2	高齢者友愛訪問活動事業	地域のねたきりやひとり暮らしの高齢者を訪問し、激励する。	43～4
103	3	2	1	2	高齢者関係団体用福祉バスの貸付	高齢クラブ等高齢者関係団体がレクリエーション等を通じて親睦を図るため、バスを貸付する。	43～5
104	3	2	2	1	はり・きゅう・マッサージ(あん摩・指圧)の施術費の助成	65歳以上の者に対し、はり・きゅう・マッサージ(あん摩・指圧)の施術費を本人・施術機関・市の3者負担で、年間14回を限度として助成する。	40～7
105	3	2	2	1	老人医療費の助成	65歳以上で健康保険に加入している一定所得以下の者(生活保護法・老人保健法の適用を受けている者は除く)に対し、医療費の一部を助成する。	41～1
106	3	2	2	1	老人医療費一部負担金相当額の助成	老人医療対象者で中度及び重度障害者等で一定所得以下の者(生活保護法の適用を受けている者は除く)に対し、一部負担金相当額等の一部を助成する。	41～2
107	3	2	2	2	食事(配食)サービス事業	食事作りが困難な重度身体・知的障害者や在宅高齢者に対し、定期的(週7回まで)に配食することにより生活の自立を支援する。	37～7

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
108	3	2	2	2	音楽療法推進事業	音楽療法の実践を通じて高齢者等の精神的安定を図るとともに音楽療法の普及・啓発を図る。	39～7
109	3	2	2	2	ホームヘルパーの派遣	介護保険制度で非該当と認定された高齢者のうち、生活に支援を要する者にホームヘルパーを派遣する。おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険制度の円滑な利用を図るため、相談等の支援を行う。	41～3
110	3	2	2	2	街かどデイハウス支援事業	民間非営利団体等が行う街かどデイハウス事業への支援を行い、自主的な活動を促進する。	41～5
111	3	2	2	2	在宅高齢者等の短期入所生活介護事業	介護保険制度において、非該当と認定された高齢者等及び介護保険給付の上限を超えて短期入所が必要な者に対して、介護老人福祉施設において短期入所生活介護を実施する。	41～6
112	3	2	2	2	緊急通報システムの整備	ひとり暮らしや長時間ひとりになる高齢者等の生活の安全を図るため、緊急通報装置を給付し、緊急時に受診センターへ通報することにより、迅速かつ適切な対応を図る。	41～8
113	3	2	2	2	高齢者日常生活用具の給付等	おおむね65歳以上で、援助が必要な高齢者に対し、日常生活を営むうえで必要な用具の給付、貸与又はレンタルを実施する。	42～1
114	3	2	2	2	高齢者寝具乾燥消毒等サービス事業	寝具を乾燥することが困難な、おおむね65歳以上の在宅寝たきり高齢者等に対し、訪問により寝具の乾燥消毒を実施する。	42～2
115	3	2	2	2	家庭介護用品給付事業	要介護4又は5と認定された市民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族等に介護用品(紙おむつ及び尿とりパット)を支給する。	42～3
116	3	2	2	2	徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊高齢者の位置を早期に発見できるシステムを整備し、事故防止を図るなど家族が安心して介護できるよう環境を整備する。	42～4
117	3	2	2	2	訪問理美容サービス事業	理髪店又は美容院に出向くことが困難な高齢者の自宅を、理美容師が訪問してサービスを実施する。	42～5
118	3	2	3	0	介護保険制度推進に伴う関係事業	介護保険制度の円滑な推進に向け、施策を実施する。	40～1
119	3	2	3	0	介護保険情報の提供	介護保険サービス提供事業者のガイドブックを新規要介護認定者等に提供し、利用の促進を図る。	40～3
120	3	2	3	1	介護老人福祉施設等の整備	介護老人福祉施設等の誘致を図るため、社会福祉法人への建設費の一部の助成又は用地の無償貸付けを行う。	40～6
121	3	2	3	1	老人デイサービス事業	介護保険制度による指定事業者として事業を実施し、在宅の虚弱老人等(原則的に要介護又は要支援と認定された者)に対し、送迎付きの通所により、生活指導、日常動作訓練、入浴、給食等のサービスを行う。	41～4
122	3	2	3	2	介護相談員の派遣	介護サービスの提供の場を訪れ、利用者等の話を聞き、相談に応じる者を派遣することで介護サービスの質的向上を図る。	40～2
123	3	2	3	3	診断料の助成	寝たきり及び認知症高齢者の短期入所生活介護事業等の福祉事業に係る申請のために要した診断料の一部又は全部を助成する。	41～7

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
124	3	3	0	0	第2期障害者計画の策定	現行の障害者計画は平成17年度を目標年次としているため、第2期障害者計画を策定する。	33～2
125	3	3	0	0	障害者施策推進委員会	「吹田市障害者計画」の策定及び施策推進に関し、障害者及び関係者の意見を反映するとともに、事業の円滑、効果的の運営に資する。	33～3
126	3	3	1	1	地域精神保健福祉対策促進事業	精神障害者に対する正しい知識の普及啓発を図り、地域での生活を援助し、社会参加を促進する。	35～1
127	3	3	1	1	障害者の日の記念事業	12月3～9日の障害者週間の記念事業として、「障害者の日の集い」を開催し、人権週間行事とあわせて各種啓発事業を実施する。	35～2
128	3	3	1	2	手話通訳員の派遣	聴覚障害者が、通院や公的手続きなどのために、手話通訳を必要とする場合、通訳員を派遣する。又、緊急時にも通訳員を派遣する。	37～6
129	3	3	2	2	障害者雇用助成金の支給	身体・知的障害者の雇用を促進するため、身体・知的障害者を雇用する事業主に雇用助成金を支給する。	39～3
130	3	3	2	2	障害者雇用相談事業	事業主並びに障害者からの相談に対して、専門的な知識を有する相談員が、経験的、専門的な立場から、具体的かつ実際の相談、助言を行う。	57～7
131	3	3	2	2	障害者就業・生活支援センターステップアップ事業	障害者の職業生活における自立を図るため、障害者に対して職業準備訓練から就職、職場定着に至るまでの相談・援助を行う。	57～9
132	3	3	3	1	障害福祉施策における支援費制度推進に伴う関係事業	障害福祉施策における支援費制度の充実に向け、地域基盤の整備と日常生活支援体制の充実に取り組む。	33～5
133	3	3	3	1	吹田市立障害者支援交流センター（あいほうぶ吹田）	重度障害者の自立と社会参加を支援し、福祉ボランティア団体の活動や市民相互の交流の場を提供する。	34～2
134	3	3	3	1	短期入所施設に対する助成	知的障害者(児)等の短期入所事業を実施する施設に対し、助成金を交付する。	36～1
135	3	3	3	1	グループホーム運営助成	知的障害者が地域で生活を送るためのグループホームの運営を助成する。	36～2
136	3	3	3	1	精神障害者グループワーク事業	精神障害者の閉じこもりを予防し、生活圏や生活経験の拡大を図り、社会参加意欲を向上させると共に対人関係の回復につなげる。	36～3
137	3	3	3	1	診断料の助成	身体障害者手帳・補装具等の申請のために要した診断料相当額を助成する。	36～8
138	3	3	3	1	補装具交付・修理に伴う自己負担金の助成	身体障害者(児)が補装具の交付・修理を受ける際に生じる、国が定める自己負担相当額を助成する。	37～1
139	3	3	3	1	日常生活用具の給付	日常生活の便宜を図るため、重度身体障害者や難病患者等に対し、浴槽等の日常生活用具を給付する。	37～2
140	3	3	3	1	緊急通報システムの整備	ひとり暮らしの重度身体障害者等の生活の安全を図るため、緊急通報システムを整備する。	37～3
141	3	3	3	1	福祉電話の充実	身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡手段の確保等を図る。	37～4
142	3	3	3	1	ファックスの充実	聴覚障害者の意思疎通を図り、情報の収集、緊急時の相互連絡等社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図る。	37～5

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
143	3	3	3	1	食事（配食）サービス事業	食事作りが困難な重度身体・知的障害者や在宅高齢者に対し、定期的(週7回まで)に配食することにより生活の自立を支援する。	37～7
144	3	3	3	1	在宅障害者入浴サービス	在宅身体障害者に対し、移動入浴サービス(週2回)及び施設入浴サービスを行う。	37～8
145	3	3	3	1	施設入所者ガイドヘルパー派遣事業	障害者の自立と社会参加を促進するため、施設入所者が外出するときにガイドヘルパーを派遣し、移動介護を行う。	38～1
146	3	3	3	1	障害者デイサービス事業	障害者支援費制度による指定事業者として事業を実施し、身体・知的障害者の自立促進、生活改善、身体機能の維持向上等を図るため、通所による創作的活動、機能訓練、入浴サービス等の各種のサービスを提供することにより社会参加を促進する。	38～2
147	3	3	3	1	障害者生活支援事業	地域で生活する身体・精神障害者とその家族の日常生活支援、各種相談業務、地域交流活動などを行う。	38～6
148	3	3	3	1	難病患者等及び精神障害者短期入所事業	自宅において一時的に介護ができなくなった難病患者等及び精神障害者を、医療機関や障害者施設へ短期入所させる。	38～7
149	3	3	3	2	障害者援護施設等建設助成	社会福祉法人が知的障害者援護施設等を設置するにあたり、用地の無償貸付け又はその建設費の一部を助成する。	35～8
150	3	3	3	2	障害者グループホームステップアップ事業	自活訓練事業やグループホーム体験などグループホームの入居に向けた事業を行う通所授産施設や作業所に補助を行う。	36～4
151	3	3	3	2	障害者共同作業所等に対する運営助成	障害者の社会参加の促進と生きがいある生活のため、在宅障害者を対象として、通所により生活、作業の指導訓練を行う団体に助成する。	36～5
152	3	3	3	2	障害者通所授産施設通所者に対する法外援護費の支給	身体・知的障害者通所授産施設の通所者に対し、法外援護費を支給することにより、身体・知的障害者の処遇の向上と援護の円滑な推進を図る。	36～6
153	3	3	3	2	小規模通所授産施設に対する運営助成	在宅障害者を対象として、通所により生活、作業の指導訓練を行う小規模通所授産施設に助成を行う。	36～7
154	3	3	3	3	身体障害者（児）及び知的障害者（児）福祉年金の支給	身体・知的障害者（児）の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として支給する。	34～3
155	3	3	3	3	特定疾患患者給付金の支給	国が指定する特定疾患者に対し、給付金を支給する。	34～4
156	3	3	3	3	在日外国人障害者給付金の支給	昭和57年（1982年）1月1日以前に障害が発生している等のため、障害基礎年金の受給資格がない重度身体・知的障害者の外国人に、給付金を支給する。	34～5
157	3	3	3	3	特別障害者手当等の支給	重度の障害者（児）で、日常生活が著しく制限され介護を要する状態にある者に支給する。	34～6
158	3	3	3	3	福祉タクシー料金助成	在宅重度身体・知的障害者に対し、日常生活における交通の利便を図るため、タクシー運賃の一部を助成する。	34～7
159	3	3	3	4	障害者施設歯科健診事業	市内の障害者施設・作業所等において歯科健診を実施し、通所する障害者の歯科衛生の向上を図る。	33～4

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
160	3	3	3	4	在宅障害者福祉増進事業	在宅の身体障害者及び知的障害者に対し、各種相談、創作、日常生活訓練等各種事業を行うことにより自立を促進し、生きがいを高めるとともに健康の増進を図り、社会活動への参加を促進する。	38～3
161	3	3	3	4	在宅重度障害者訪問指導事業	在宅重度障害者に対し、定期的に訪問指導を行うことにより健康の増進を図り、日常生活能力を高め、社会参加と自立を促進する。	38～4
162	3	3	3	4	身体・知的障害者（児）医療費助成	重度身体・知的障害者（児）の健康の保持及び生活の安定を図るため医療費の一部を助成する。	38～5
163	3	3	4	1	療育センター整備事業【建設】	通園療育、地域療育機能を併せ持った療育センターを整備する。	28～6
164	3	3	4	1	療育システムの推進	療育システム検討委員会報告書を指針として療育システムを推進する。	32～7
165	3	3	4	1	肢体不自由児長期欠席児療育介助事業	わかたけ園、吹田療育園に通園する肢体不自由児の保護者が、妊娠又は疾病等により、療育が中断されることなく継続してできるよう、必要に応じて介助事業を実施する。	35～3
166	3	3	4	1	肢体不自由児単独通園介助事業	就学前の年齢の通園児について、単独生活に順応できるよう介助事業を実施する。	35～4
167	3	3	4	1	外来障害児保育制度事業	歩行・移動が困難で、当園の外来訓練を受けている乳幼児に、保育を提供する。	35～5
168	3	3	4	1	障害児地域療育等支援事業	在宅障害児に対して、杉の子学園の専門的療育機能を活用した各種の相談、指導を実施する。	35～6
169	3	3	4	1	杉の子学園待機児対策	待機となった入園希望者に対し、療育の支援を行う。	35～7
170	3	3	4	1	小学校高学年障害児童見守り助成事業	放課後、長期休業日に保護者の就労等により保育に欠ける小学校4年生から6年生までの障害児童を対象に「見守りの場」を提供する自主運営団体の事業に対し、試行的に助成を行う。	39～1
171	3	4	1	1	地域福祉計画の策定	地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために地域福祉計画を策定する。	29～1
172	3	4	1	2	在宅介護支援センター事業	援護を必要とする在宅の高齢者に対し、介護に関する相談や情報の提供等を行う。	42～6
173	3	4	1	2	地域保健福祉センター事業	地域との連携のもと、高齢者及び障害者を対象に、地域に密着した保健福祉にかかる相談及びサービスの提供を行う。	42～7
174	3	4	1	2	総合福祉会館の充実	老人、障害者、母子福祉センターの機能をあわせもつ施設として、きめ細かな福祉施策を実施するとともに、地域福祉などの活動の拠点としてよりよい福祉の充実を図る。	44～1
175	3	4	1	5	吹田市立障害者支援交流センター（あいほうぶ吹田）	重度障害者の自立と社会参加を支援し、福祉ボランティア団体の活動や市民相互の交流の場を提供する。	34～2
176	3	4	1	5	地域福祉活動推進事業	吹田市社会福祉協議会における、地域福祉活動事業を支援する。	44～2
177	3	4	1	5	食事（会食）サービスの充実	地区福祉委員会が実施するふれあい昼食会に対し、吹田市社会福祉協議会に助成を行う。	44～3

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
178	3	4	2	-	福祉保健サービスに係る苦情の処理	福祉保健サービス苦情調整委員（福祉オンブズパーソン）が、公正、中立的な立場で、福祉保健サービスに係る市民の苦情を処理することにより、市民の権利、利益を擁護する。	29～2
179	3	4	2	-	地域福祉権利擁護事業	認知症や知的障害、精神障害などにより自己の判断のみでは意思決定に支障がある者に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどを行う吹田市社会福祉協議会に対して助成する。	33～7
180	3	4	2	-	成年後見審判申立支援事業	判断能力が十分でない高齢者・障害者が成年後見制度による保護を受けることができるよう審判の申立を支援す	34～1
181	3	4	3	2	高齢者・障害者住宅改造助成	住宅改造が必要な高齢者や身体・知的障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して生活ができるように、改造費を助成する。	39～2
182	3	4	3	2	生活援助員派遣事業	シルバーハウジングに居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導、相談助言、安否確認等のサービスを提供する。	43～7
183	3	4	3	3	福祉巡回バスの運行	高齢者・障害者の日常生活に必要な公共施設などへのアクセスの確保を図るため、公共施設を巡回するバスを3台運行する。 また、市内の高齢者・障害者団体等に土・日・祝日に無償貸付する。	33～6
184	3	4	3	3	福祉タクシー料金助成	在宅重度身体・知的障害者に対し、日常生活における交通の利便を図るため、タクシー運賃の一部を助成する。	34～7
185	3	5	1	0	ホームレス自立支援推進事業	ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援する。	44～4
186	3	5	1	0	生活保護	生活困窮者に対し、その程度に応じ健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を援助する。	44～5
187	3	5	1	1	緊急援護資金の貸付	低所得者に対し、生活資金等の貸付を行う。	44～6
188	3	5	1	1	法外援護	生活保護世帯等に対して夏期・歳末等の一時的な出費について見舞金等を支給する。	44～7
189	3	5	1	1	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	自然災害によって死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。 自然災害によって精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給する。 自然災害によって被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行う。	45～1
190	3	5	1	1	災害見舞金等の支給	災害による被災者に対し、災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。	45～2
191	3	5	1	1	災害救助資金の貸付	災害により著しく被害を受け、その生業の維持及び家屋補修等の復旧資金の調達が困難な世帯に、資金の貸付を行う。	45～3
192	3	5	2	0	健康診断助成事業	保健センターが実施している各種がん検診等を受診した国民健康保険被保険者に対し、受診料自己負担分を助成する。	45～4
193	3	5	2	0	出産費資金貸付事業	国民健康保険で出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、支給を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金を貸付ける。	45～5

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
194	3	6	1	-	健康すいた21の策定	市民の健康に対する意識啓発普及のため、健康すいた21の策定に取り組む。	46～1
195	3	6	1	-	健康づくり施設の検討	健康な生活の保持、増進に役立つ施設について検討する。	46～2
196	3	6	1	-	健康づくり	「健康づくり都市」宣言の主旨に沿い、財団法人吹田市健康づくり推進事業団との連携のもとに、市民の健康づくりのための各種事業を推進し、意識の高揚を図る。	46～3
197	3	6	2	1	母子健診体制の充実	母子の健康維持や病気、障害の早期発見のため各種健康診査を実施する。	46～4
198	3	6	2	1	母子健康教育	母子保健の充実と子育てを支援するため、講習会・教室を開催する。	47～1
199	3	6	2	1	母子健康相談	妊娠中や育児中のさまざまな悩みの相談に応じて、子育てを支援する。	47～2
200	3	6	2	1	育児教室	友だちづくりを希望するなど育児を豊かにしたい親子や乳幼児健診や相談等で育児の集団指導が必要な親子に対して、地域子育て支援センター(保育園)などで育児教室(あいあいひろば)を開催する。	47～3
201	3	6	2	1	母子訪問指導	保健師などが妊産婦や新生児・乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康管理について助言・指導を行う。	47～4
202	3	6	2	1	予防接種	生後3か月から15歳までの乳幼児、児童、生徒、65歳以上の高齢者等を対象に、各種予防接種を実施する。協力医療機関以外での接種の自己負担金を一定の範囲内で補助する。	47～5
203	3	6	2	1	寄生虫(ぎょう虫)検査	私立の保育園・幼稚園の園児・職員と、6歳未満の乳幼児のうち希望する者に寄生虫(ぎょう虫)検査を実施する。	47～6
204	3	6	2	2	成人・高齢者の健診体制の充実	市民の健康維持を図るため、各種健康診査を実施する。	47～7
205	3	6	2	2	健康教育	市民の健康に対する意識の向上、又は健康診査後にフォローの必要な人に対して、生活習慣病予防などの講演や個別健康教育を行う。	47～8
206	3	6	2	2	健康相談	健康に対する不安や疑問に個別にこたえるために、面接や電話等で相談を行う。	48～1
207	3	6	2	2	訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められる人及びその家族に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの人の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的とする。	48～2
208	3	6	2	2	機能訓練	40歳以上で心身の機能が低下している人を対象に、日常生活の自立やとじこもりを予防することを目的に、軽体操、レクリエーション等を実施する。	48～3
209	3	6	2	3	成人・高齢者の健診体制の充実	市民の健康維持を図るため、各種健康診査を実施する。	47～7
210	3	6	2	3	健康教育	市民の健康に対する意識の向上、又は健康診査後にフォローの必要な人に対して、生活習慣病予防などの講演や個別健康教育を行う。	47～8
211	3	6	2	3	健康相談	健康に対する不安や疑問に個別にこたえるために、面接や電話等で相談を行う。	48～1

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
212	3	6	2	3	訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められる人及びその家族に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの人の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的とする。	48～2
213	3	6	2	3	機能訓練	40歳以上で心身の機能が低下している人を対象に、日常生活の自立やとじこもりを予防することを目的に、軽体操、レクリエーション等を実施する。	48～3
214	3	6	2	4	在宅寝たきり高齢者等訪問歯科事業	在宅の寝たきり高齢者などの口腔状態の改善を図り、療養の安定と健康の回復を目的として実施する。	48～4
215	3	6	2	4	成人歯科健康診査	30歳以上の市民及び15歳以上の障害者を対象に、個別歯科健康診査を行う。	48～5
216	3	6	3	1	広域によるこども急病診療事業	豊能医療圏に属する4市2町が共同して「豊能広域こども急病センター」を設置することにより平日の夜間、日曜、祝日、年末年始における小児一次急病患者を診療し、高度で充実した小児救急医療体制を図る。	48～6
217	3	6	3	1	休日急病診療事業	休日の昼間における傷病者の応急診療を行う。	48～7
218	3	6	4	-	市民病院の充実	本市の中核的医療機関として、増大かつ多様化する医療需要にこたえるため、その機能を十分にいかし、医療水準と患者サービスの向上により、信頼される医療の提供に努める。また、電子カルテ・オーダーリングシステムの導入により、医療情報を迅速かつ正確に伝達するとともに、医療情報の共有化、業務の効率化を図る。	49～1

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
219	4	0	0	0	教育広報の発行	市民に教育情報を積極的に提供するため、教育広報を発行する。	66～9
220	4	1	0	0	わくわくスタート事業	就学前児童を対象にした学校案内の作成、配付や保護者へのガイダンスを行う。	70～2
221	4	1	1	1	幼稚園異年齢児保育補助者配置事業	異年齢児学級保育を円滑に行うために各園に補助者を配置し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行い、教育活動の充実を図る。	67～2
222	4	1	1	1	子育て支援活動事業	地域の幼児教育センターとしての役割を担うため、公立幼稚園における子育て支援活動の参加、参画者が加入する保険を整備し、活動の充実を図る。	67～4
223	4	1	1	1	私立幼稚園の嘱託医報酬助成	私立幼稚園が行う4歳児健康診断について嘱託医へ支払う報酬に対し、助成金を支給する。	69～5
224	4	1	1	2	小中一貫教育の推進	義務教育9年間を見通した魅力あふれる教育活動やカリキュラム編成に取り組む「小中一貫教育」を目指す研究学校の研究活動の充実を図り、その研究成果を全市に発信する。	68～2
225	4	1	1	2	学力実態調査推進事業	児童生徒の学力等の実態や課題を的確に把握するとともに、各学校における指導方法の工夫改善を図るため学力実態調査を実施する。	68～3
226	4	1	1	2	情操教育	学校教育における児童・生徒の文化活動の充実を図る。	68～4
227	4	1	1	2	中学校部活動指導者派遣事業	専門的な技術指導力を備えた指導者を必要とする運動部、文化部を有する公立中学校に、部活動指導者を派遣することにより部活動の振興を図る。	68～6
228	4	1	1	2	学童農園及び農業体験学習推進事業	児童に自然との関わりの中で、作物を育てることの喜びや勤労を大切にすることの意識を培うため、小学校（18校）における学童農園及び農業体験学習の推進を図る。	68～9
229	4	1	1	2	学校ビオトープ整備事業	学校ビオトープ作りの体験を通して自然環境に目を向け、環境を守るためにできることを考え、行動することで環境教育の充実を図る。	69～1
230	4	1	1	2	小学校低学年教員補助者配置事業	幼稚園や保育所等から小学校への急激な学習・生活環境の変化の中で、つまずきや戸惑いを見せることの多い低学年児童に対して、「きめ細かな」指導を充実させるために小学校に低学年教育補助者を配置する。	69～3
231	4	1	1	2	読書活動支援者配置事業	学校図書館教育の充実を図るとともに、児童・生徒の豊かで幅広い読書活動を推進するため、すべての小・中学校に読書活動支援者を配置する。	69～4
232	4	1	1	3	人権意識の高揚	基本的人権の尊重について理解と認識が深まるように、情報の提供を行い学習の充実を図る。	66～1
233	4	1	1	3	道徳教育副読本作成事業	児童生徒の道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を高め、道徳的实践意欲と態度の向上を図る内容の副読本を作成し、道徳の時間の学習に活用する。	68～5
234	4	1	1	4	給食調理室の衛生管理強化事業【建設】	腸管出血性大腸菌O157等の食中毒を防止するため、給食調理室を改修し衛生管理の強化を行う。	64～1

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
235	4	1	1	4	学校給食の充実	学校給食における献立内容の多様化、衛生管理の強化等、学校給食の内容の充実を図るとともに、「小・中学校給食検討会議」の提言を基に、小学校給食の効率的な運営方法と中学校給食の実施について検討を行う。	69～7
236	4	1	1	4	学校スポーツの振興	学校教育における児童・生徒の体育・スポーツの振興を図る。	69～8
237	4	1	1	4	学校保健の充実	幼児・児童・生徒及び教職員の健康の保持増進を図るため、必要な健康診断を行うとともに、学校環境衛生の維持・改善を図る。	70～1
238	4	1	1	5	養護教育の充実	障害を有する児童・生徒の障害の重度・重複化等に対応し、養護学級通級指導教室の設置、運営等、養護教育の充実を図る。	70～3
239	4	1	1	5	特別支援教育推進事業	学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症など特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対する教育の充実を図る。	71～4
240	4	1	1	6	中学校英語指導助手配置事業	英語教育の充実を図るとともに、外国のことばや文化に対する関心を深め、諸外国との相互理解を増進するために、市立中学校に英語を母国語とする指導助手を配置する。	68～7
241	4	1	1	6	通訳派遣	小・中学校に在籍している中国等からの帰国児童・生徒に対し、通訳を派遣し、日本語指導・生活適応指導等の充実に努め、学校教育への円滑な適応を促進する。	70～4
242	4	1	1	6	国際理解教育プログラム推進事業	総合的な学習の時間等に行われている国際理解教育の中で各国のゲストティーチャーにその国の話を聞く・体験する。小・中学生に国立民族学博物館の入場引換券を配付し、個々の興味関心に基づく研究活動等に活用する。	70～5
243	4	1	1	6	学校教育情報ネットワーク事業	高度情報通信社会に主体的に対応できるよう、児童・生徒の情報活用能力の育成とともに、学校・家庭・地域をつなぎ、価値ある情報を分かち合い、学ぶ喜びを感じられる教育機会の創造を努めて、「確かな学力」の育成を図る。	70～6
244	4	1	1	7	職業体験等支援事業	中学生が職業体験学習やボランティア体験活動を実施する際の賠償責任保険を加入し、体験学習を支援する。	69～2
245	4	1	2	1	小・中学校大規模改造事業【建設】	校舎の老朽化が進んでいるため、年次的に大規模改造工事を行う。	64～2
246	4	1	2	1	小・中学校屋内運動場耐震改修及び大規模改造事業【建設】	屋内運動場の耐震改修にあわせ、年次的に大規模改造工事を行う。	64～3
247	4	1	2	1	小・中学校（園）トイレ改修工事【建設】	各学校等の使用頻度の高いトイレを男女共各1箇所ずつ、ゆとりある空間として利用に供することができるよう改修工事を行う。	64～4
248	4	1	2	1	小・中学校外壁等改修事業【建設】	校舎外部の外壁等の経年による老朽化および劣化の改修工事を行う。	64～5
249	4	1	2	1	小・中学校受変電設備整備事業【建設】	経年的な老朽化による受変電設備の改修工事を行う。	64～6
250	4	1	2	1	小・中学校（園）ガス管改修工事【建設】	経年的な老朽化によるガス管の改修工事を行う。	64～7
251	4	1	2	1	小・中学校プールろ過装置整備事業【建設】	プール循環ろ過装置の老朽化により衛生的に悪化するため、プール授業を円滑に行い衛生面を強化する。	64～8

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
252	4	1	2	1	小学校空調設備整備事業【建設】	道路騒音等により整備された空調設備の老朽化による改修工事を行う。	64～9
253	4	1	2	1	小学校増築工事【建設】	児童数増加のため、教室の増築を行う。	65～1
254	4	1	2	1	千里たけみ小学校耐震補強及び大規模改造【建設】	学校規模適正化により統合された千里たけみ小学校の耐震補強及び大規模改造工事を行う。	65～2
255	4	1	2	1	豊津第一小学校改修事業【建設】	児童数の増加に伴い普通教室が不足するため、豊津第一小学校西棟を建て替える。	65～3
256	4	1	2	1	養護学級、通級指導教室、遊戯室エアコン設置事業	配慮を要する幼児・児童・生徒の教育環境を充実するため空調設備を設置する。	67～1
257	4	1	2	1	幼稚園防犯警備協力員配置事業（公立）	公立幼稚園内の巡回、正門における立哨等、子どもたちの安全を守る活動に協力するため、地域住民による警備協力員を募り、公立幼稚園における安全対策の充実を図る。	67～3
258	4	1	2	1	幼稚園防犯警備協力員配置事業（私立）	私立幼稚園児の安全を守るため、地域住民による警備協力員の配置に対し助成し、私立幼稚園の安全対策の充実を図る。	67～3
259	4	1	2	1	吹田市立学校の規模適正化の推進	吹田市立の小・中学校の規模適正化の推進を図る。	67～7
260	4	1	2	1	小学校防犯警備協力員配置事業	小学校内の巡回、正門における立哨等、子どもたちの安全を守る活動に協力するため、地域住民による警備協力員を募り、学校における安全対策の充実を図る。	67～8
261	4	1	2	1	学校標準運営費制度	学校運営に係る経費のうち公費と私費の負担区分を明確にし、学校運営の適正化、教育内容の維持向上を図る。	68～1
262	4	1	2	1	小学校児童携帯用防犯ブザー支給事業	児童の安全対策の一環として、登下校中の不審者の誘拐や事件の発生を周囲に知らせるため、小学校全児童に携帯用防犯ブザーを平成16年度より支給し、今後は、新入生・転入生を対象に支給する。	70～7
263	4	1	2	1	教室環境改善	夏期における室内気温の高い教室に天井扇を設置し、環境改善を図る。	70～8
264	4	1	2	2	教育研究の推進	研究学校を指定し、今日的教育課題について研究推進することによって、教職員の資質や専門性を高め学校教育の充実を図る。	71～1
265	4	1	2	2	手話通訳派遣	聴覚障害を受けている保護者に対し、学校での懇談会・教育相談等に手話通訳者を派遣し、保護者と学校との円滑な意思の疎通を図る。	71～2
266	4	1	2	2	教育相談の推進	複雑・多様化する教育相談に対応するため来所・電話相談、学校出張教育相談の充実を図るとともに、不登校児童・生徒支援事業の一層の充実を図る。	71～3
267	4	1	2	2	特別支援教育推進事業	学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症など特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対する教育の充実を図る。	71～4
268	4	1	2	2	教職員研修の活性化	教育に関する専門知識・技術の習得や円滑な学校運営のための必要な研修を行い、教職員の自己教育力の高揚と資質の向上を図る。	71～5
269	4	1	2	2	教育課題の調査・研究	研究グループの成果を学校の教育活動に生かせるよう資料を作成し、情報を提供する。	71～6

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
270	4	1	2	3	私立幼稚園就園奨励費補助金支給事業	3～5歳児(満3歳児を含む)の私立幼稚園児をもつ保護者に対し、その所得の状況に応じ、園の設置者が保育料等の減免を行うことにに対し、補助金を支給する。	67～5
271	4	1	2	3	私立幼稚園保護者補助金支給事業	3～5歳児(満3歳児を含む)の私立幼稚園児をもつ保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、その所得の状況に応じ、補助金を支給する。	67～6
272	4	1	2	3	就学援助(就学援助費)	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費等必要な援助を行う。	69～6
273	4	1	2	3	就学援助(民族学校就学援助)	民族学校に在籍する児童・生徒の保護者で経済的理由により就学が困難と認められる者に対し、学用品費等必要な援助を行う。	69～6
274	4	1	2	3	奨学金の支給	高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)等に在学している者に対し、経済的理由により、その修学が困難な場合に奨学金を支給する。	71～7
275	4	1	3	-	学校等支援者ボランティアネットワーク事業	地域社会で活躍されている方から、学校教育支援者を広く募り、小・中学校や幼稚園の諸活動にその協力を得て、教育活動の充実を図る。	68～8
276	4	1	4	1	青少年野外活動センター再整備事業【建設】	青少年育成施設としての機能充実及び環境共生型施設を目指して施設の再整備を行う。	65～5
277	4	1	4	1	青少年教育の充実	青少年野外活動センター、少年自然の家、勤労青少年ホーム、青少年クリエイティブセンター等の社会教育施設の機能を活かし、青少年の社会教育活動の充実を図る。	73～1
278	4	1	4	1	森林体験事業(ふれあいの森)	少年自然の家の立地条件を活用し、青少年を対象に森林作業等の体験事業を実施する。	73～4
279	4	1	4	1	青少年施設の整備	青少年育成施設の整備・充実を図る。	73～6
280	4	1	4	1	青少年拠点施設の整備	青少年の居場所や育成団体の活動の場、相談業務等の機能を備えた青少年拠点施設の設置の検討を行う。	73～7
281	4	1	4	1	青少年野外活動センター再整備事業	青少年育成施設としての機能充実及び環境共生型施設を目指して施設の再整備を行う。	73～8
282	4	1	4	1	青少年育成施設の充実	青少年育成施設の教育的機能を充実しながら、利用拡大を図る。	73～9
283	4	1	4	2	こどもプラザ事業(太陽の広場、地域の学校)	水曜日の放課後及び土曜日、長期休業日に安全で安心して過せる居場所や体験活動の場の提供の事業を実施する。	73～3
284	4	1	4	3	非行防止・環境浄化活動の展開	青少年指導員制度を充実し、青少年のための個人及び集団の指導、組織づくりや非行防止、環境浄化活動、啓発広報活動を通じて青少年の健全育成を図る。	74～3
285	4	1	5	1	青少年育成事業の推進	青少年の健やかな育成を目指し、家庭・学校・地域が一体となって取り組むための総合的な施策の推進を図る。	72～7
286	4	1	5	1	青少年育成事業の充実	各種青少年育成団体と連携し、文化・スポーツ・レクリエーション活動等を通じて、青少年の育成を図る。	73～2
287	4	1	5	2	青少年指導者の養成	こども会活動を推進し、ジュニアリーダーの養成を図るとともに、青少年の健全育成のため、青少年育成者・指導者団体の養成と連携を図る。	74～1

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
288	4	1	6	2	相談体制の整備	青少年や親の悩み、心配ごと等の多様な相談に応じる青少年相談を実施する。	73～5
289	4	1	6	3	地域教育コミュニティ事業	家庭・学校・地域が協働して、子どもたちの育成に取り組むため、地域教育協議会を中心に教育ネットワークづくりを促進する。	72～8
290	4	1	6	4	青少年育成団体の充実	青少年団体の自主的な活動を推進し援助する。	74～2
291	4	2	1	1	生涯学習推進計画の推進	市民の多様な学習要求に応え、自主的に学習できるような環境づくりをめざす生涯学習推進計画を推進する。	66～2
292	4	2	1	1	第2次生涯学習推進計画の策定	第2次生涯学習推進計画を推進する。	66～3
293	4	2	1	2	生涯学習施設の整備	生涯学習関連施設間の連携を図るとともに、生涯学習社会をめざすにふさわしい施設の整備・充実を進める。	66～4
294	4	2	1	2	小・中学校教室開放事業	吹田市立小・中学校の多目的教室などを学校教育活動に支障のない範囲で無償で地域の団体に開放する。	66～5
295	4	2	1	3	生涯学習情報の提供	総合的な生涯学習情報の提供を推進する。	66～6
296	4	2	1	3	出前講座情報の提供	所管の業務や取組施策をメニュー化し、職員が講師となり、出前講座を行い、学習活動を支援する。	66～7
297	4	2	1	3	人材登録活用支援事業	生涯学習人材登録制度を設け、学習活動に関する豊富な知識、技能等を有する人材を登録し、各種学習活動の指導者等への活用を図る。	66～8
298	4	2	2	0	図書館活動	市民の多様化する読書需要に対応するため、図書館サービスの充実を図る。	72～4
299	4	2	2	1	地区公民館の改修【建設】	地区公民館の老朽化に伴い、年次的に大規模改修工事を行う。	65～4
300	4	2	2	1	公民館活動（運営体制整備）	地区公民館における運営体制の整備を図る。	72～1
301	4	2	2	1	図書館網の整備	全市的な図書館網の整備を図る。	72～3
302	4	2	2	2	人権意識の高揚	基本的人権の尊重について理解と認識が深まるように、情報の提供を行い学習の充実を図る。	66～1
303	4	2	2	2	吹田学事始め事業	地域文化・市民文化の息づく自立のまちづくりをめざし吹田の歴史・現在と未来の展望を学ぶ吹田学事始め事業を実施する。	71～8
304	4	2	2	2	公民館活動（生涯学習の機会と場の提供）	公民館における学習活動を充実し、生涯学習の機会と場の提供を図る。	72～1
305	4	2	2	2	人権教育活動	人権意識を啓発普及するため研修・講座等の学習機会の充実を図る。	72～2
306	4	2	2	2	ブックスタート	0歳児のいる家庭に絵本を手渡し本を通じ親子の絆を深め、幼児の成長を支援する。	72～5
307	4	2	2	2	図書館協議会	図書館法に基づく図書館協議会から出された意見により図書館サービスの充実を図る。	72～6
308	4	3	1	0	スポーツ施設の整備・充実と学校・体育施設の開放	スポーツ施設の整備・充実に努めるとともに、地域におけるスポーツ活動の中心として、学校体育施設の一般開放を行う。	75～2
309	4	3	2	1	地域スポーツの指導者の養成・確保	地域住民のスポーツ振興を図るため、社会体育リーダー、スポーツ指導員等の指導者を養成・確保し、地域スポーツ振興を図る。	75～1

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
310	4	3	3	1	スポーツ活動の助成	スポーツ活動の振興を図るため、社会体育対外運動競技（近畿大会規模以上の大会）の参加者に対し、経費の一部を助成する。	74～6
311	4	3	4	0	各種体育行事の開催	市民体育大会や他市町村との親善を図るための対外試合を行う等、各種スポーツ・レクリエーション行事を行	74～4
312	4	3	4	2	スポーツの振興	市民の体力づくりや健康増進等に寄与するため、各種のスポーツ教室を開催するとともに、健全なスポーツ活動の場を提供する。	74～5
313	4	3	4	4	体育施設予約管理システム	体育施設予約管理システムの導入により、電話、パソコン通信、街頭端末機による施設情報の提供、予約が可能となり、利便性と施設利用率の向上を図	74～7
314	4	4	1	1	文化振興基本条例の検討	文化振興の基本理念などを定め、文化振興施策を総合的、計画的に推進するための条例を検討する。	76～3
315	4	4	1	2	市民文化の振興	市民の文化活動の振興を図るため、幅広い文化事業を実施する。	77～1
316	4	4	1	2	南山田市民ギャラリーの管理	暮らしに身近な場で市民が創作した美術作品を展示、鑑賞する機会を提供し、美術に関する創作活動を促進する。	77～2
317	4	4	1	3	吹田学事始め事業	地域文化・市民文化の息づく自立のまちづくりをめざし吹田の歴史・現在と未来の展望を学ぶ吹田学事始め事業を実施する。	71～8
318	4	4	1	3	まちづくり市民塾事業	市民の文化のまちづくりへの参加の推進と市民がまちづくりのリーダーとなって新たな実践活動を行い、市民と協働によるまちづくりの実現を図る。	77～3
319	4	4	1	3	吹田風物百選事業	市内の景観や史跡・旧跡、また、伝統文化などの風物を再発見し刊行する。	77～5
320	4	4	1	3	吹田企業メセナ協議会設置事業	吹田市の企業、団体が文化の社会貢献活動を通じて社会との連携を深め、市とともに一層の文化振興を図る。	77～6
321	4	4	1	3	歴史・文化のまちづくり活動への支援事業	歴史文化まちづくりセンターにおける歴史と文化のまちづくり活動への支援を行う。	77～7
322	4	4	1	3	旧西尾家住宅保存活用	歴史的、文化的価値のある建造物を保存し、その価値を生かした活用を図	77～9
323	4	4	2	1	芸術文化館の構想づくり	美術鑑賞や文学に親しむため、資料収集や情報提供、また、学習機会を提供するための芸術文化館の構想を検討する。	76～4
324	4	4	2	2	大学のあるまちづくり事業	市内の大学・研究機関とあらゆる分野において地域連携を積極的に推進し、大学のあるまちづくりを進める。	77～4
325	4	4	2	3	都市間交流の推進	国内での友好交流自治体を拡充し、市民参加による文化、学習、スポーツ活動等の諸活動の推進を図る。	76～2
326	4	4	3	0	文化財保護	歴史・文化を知るうえで貴重な遺産であり、将来の文化発展の基礎となる文化財を保護するとともに、その調査・研究と保存・活用を図る。	77～8
327	4	4	3	1	吹田32号須恵器窯跡（朝日が丘緑地）整備【建設】	須恵器生産において最古段階の吹田32号須恵器窯跡の整備工事を行う。	76～1
328	4	4	3	1	旧西尾家住宅保存活用	歴史的、文化的価値のある建造物を保存し、その価値を生かした活用を図	77～9
329	4	4	3	3	博物館活動	先人が残した郷土の文化財を永く継承し、市民の歴史学習の機会と場を提供する。	78～1

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
330	4	5	2	2	国際交流の推進	市民の国際理解と国際感覚を高めるための交流事業の推進に努める。	78～2

第5章 環境を守り育てるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
331	5	1	1	2	低公害車の導入	大気汚染対策として吹田市低公害車等導入計画に基づき、公用車に低公害車の率先導入を図る。	82～8
332	5	1	1	3	遺伝子組換え施設に係る環境安全	遺伝子組換え実験に関する指針を遵守させるため、環境安全協定の締結、その他必要な措置を講じる。	83～2
333	5	1	1	4	生活環境の監視体制の充実	市民の生活環境に影響を及ぼす、大気汚染及び水質汚濁、騒音・振動などの監視体制の充実を図り、健康被害を未然に防止する。	82～7
334	5	1	1	5	公害健康被害被認定者に対する福祉事業等	公害健康被害被認定者に対して各種の公害保健福祉事業を実施する。また市内に居住するぜん息患者に対しては各種の予防事業を実施する。	83～3
335	5	1	1	5	公害健康被害被認定者補償給付	公害健康被害認定審査会の意見をもとに、公害健康被害被認定者に対し、各種の補償給付を行う。	83～4
336	5	1	1	5	大気汚染に係る特定疾病患者に対する医療費助成	旧指定地域の新規呼吸器疾病患者に対し、医療費の本人負担分を助成する。	83～5
337	5	1	2	1	水環境保全対策	市民・販売事業者・市で組織する、すいた水環境をよくする協議会において、生活排水等による水質汚濁を防止し良好な水環境を保全するため、水環境をよくする運動を推進する。	83～1
338	5	1	2	2	環境美化の推進	違法屋外広告物の撤去活動・違法簡易広告物撤去活動員制度・美化キャンペーンの実施。環境美化推進重点地区での喫煙禁止地区の指定を行い、「協働」のもと、市民、事業者とともに環境美化を推進する。	82～1
339	5	1	2	3	中高層建築物に係る紛争調整	中高層建築物にかかる建築主と近隣住民との紛争のあっせん、調停を行う。	83～8
340	5	1	2	5	やすらぎ苑改修事業【建設】	やすらぎ苑の建物及び火葬炉設備等の改修を行う。	81～1
341	5	1	2	5	飼い猫等避妊・去勢手術補助	猫の不妊手術を助成し、みだりに不要猫を繁殖させないことにより、野良猫の減少を図るとともに、市民や社会に対する迷惑、危害の防止に努める。	83～6
342	5	1	2	5	やすらぎ苑火葬業務等見直し事業	やすらぎ苑の受付時刻を繰上げる、また当日骨上げ時刻を繰下げるなど開苑時間を延長し市民サービスの向上を図るとともに、火葬業務などを委託し管理運営経費の節減を図る。	83～7
343	5	2	1	1	環境の保全と創造	環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の安全で健康かつ快適な生活の確保を図る。	81～2
344	5	2	1	2	水路改良【建設】	市内各所の一般水路等の改良工事を行う。	97～1
345	5	2	1	2	農業用水路改良【建設】	市内各所の農業用水路等の改良工事を行う。	97～2
346	5	2	1	2	水辺空間の保全・活用整備【建設】	地域に残る自然と水辺空間の保全・活用を図る。	97～3
347	5	2	1	2	緑化推進	市内の「緑化推進会議」を通じて、緑化を効果的に推進し、緑豊かなまちづくりを総合的に行う。	97～4
348	5	2	1	2	保護樹・保護樹林の指定及び助成事業	「古木・巨木」等、保護すべき樹木及び樹林を指定・公表し、個人の所有管理のものに対しては、管理費用の一部を助成する。	97～5

第5章 環境を守り育てるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
349	5	2	1	2	「みどりの協定」による樹木等の助成	「みどりの協定」を締結した市民等に対し、樹木・花苗やプランター等を助成する。	97～6
350	5	2	1	2	生垣等緑化推進助成	花と緑に包まれた、うるおいのあるまちづくりを市民等と共に進めるため、民有地の生垣設置及び大気浄化植樹事業等に助成する。	97～7
351	5	2	1	2	市民参画型公園池維持管理	水辺環境に関する啓発事業を通じて、水草除草作業や池干し作業などの公園池の生態系の保全活動を市民協働で行う。	98～3
352	5	2	1	3	花と緑、水めぐる遊歩道整備事業	地域の身近な公園を中心として地域の特性に応じた緑・花・水に親しめる散策コースや楽しく歩け健康増進にもつながるコースの充実と拠点となる水場の整備を行う。	98～7
353	5	2	1	3	緑のネットワーク整備	市内の公園、緑地、文化財等と連携をもたせる5ルート(全長約31.3km)を整備し、緑とうるおいのあるまちづくりを行う。	99～1
354	5	2	2	1	すいた森のサポーター	琵琶湖・淀川水系の水源でもある高島市今津町において、森林保全作業に参加することにより水循環を学び、同時に実施する自然体験学習を通じて自然環境保全意識の向上を図る。	82～2
355	5	2	2	1	まちなか水族館	市民が集まる空間に在来生態系を再現した水槽を設置し、まちに生き物のうるおいを演出し、水環境の保護や在来種問題を考える機会を提供する。	82～3
356	5	2	2	1	公園愛護意識の啓発	常設パネルの展示、写真、イラスト等により、地域住民の緑化意識の向上と、公園及び緑地の愛護意識の啓発を図る。	97～8
357	5	2	2	1	花と緑の情報センター運営	緑化意識の啓発・普及活動を展開するとともに、市民の自主的な花作りや緑化活動の促進と交流の場を提供することにより、緑化意識の高揚を図る。	98～1
358	5	2	2	1	竹とふれあい交流事業	千里の竹林の保存と活性化を図るため、竹を利用した各種イベントを通じて、地域のふれあいを図る。	98～2
359	5	3	2	1	不用品の有効利用	家庭で不用となった物品の提供者・需要者を相互紹介し、廃棄物の減量と資源の有効利用を促進する。	58～8
360	5	3	2	1	ペットボトルの分別収集	ペットボトルの分別収集は、全市域での拠点回収を行なっている。回収したペットボトルは選別、圧縮、保管し、再商品化事業者へ引き渡す。	86～1
361	5	3	2	1	特定家庭用機器回収事業	家庭で不用となった電気製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)のうち、小売店の引き取り義務のない電気製品を対象に個別回収し、製造業者へ引き渡し、リサイクルすることにより、ごみの減量化及び資源循環型社会の実現を図る。	86～2
362	5	3	2	1	緑のリサイクル事業	剪定枝を細かく粉砕してできたチップをたい肥等にするリサイクルの実施、及び枝葉木・刈草をリサイクル施設に搬入し、バイオマスとして資源の有効利用を推進する。	86～3

第5章 環境を守り育てるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
363	5	3	2	1	資源リサイクル事業の推進	(財)千里リサイクルプラザを支援し、提携をとりながら、資源リサイクルセンターを拠点として、ごみの減量や資源循環型社会を構築するための多様な活動を進める。	86～4
364	5	3	2	1	家庭系ごみ減量対策事業	家庭系ごみに対する市民の自主活動の強化・拡大を図るため、ごみ減量・再資源化活動のための啓発を行う。また、容器包装類の販売店自主回収の促進を図る。	86～5
365	5	3	2	1	廃棄物減量等推進員制度	ごみの減量や資源化などを推進する人材を育成し、地域での分別収集の指導・啓発などの自主的活動を推進する。	86～6
366	5	3	2	1	再生資源集団回収報償金交付及び回収器具貸与事業	新聞・雑誌・古布等再生資源の集団回収を行っている自治会等の実施団体に対し報償金を交付し、また回収用器具を貸与する。	86～7
367	5	3	2	1	生ごみ処理器設置補助事業	生ごみの減量と資源化を図るため、機器を設置し利用するものに対しその費用の一部を補助する。また、機器を利用した上手なたい肥の作り方を学習し、生ごみの減量・再資源化に寄与する。	87～1
368	5	3	2	1	ごみ減量・再資源化推進活動功労者表彰事業	ごみの減量・再資源化推進活動の普及・向上に功労のあった者の業績を顕彰し、他の模範とする。	87～2
369	5	3	2	1	事業系厨芥ごみ減量化促進事業	事業系厨芥ごみの減量を推進するため、公共施設の生ごみ減量の推進を図る。また、一般事業所の厨芥ごみの減量指導を促進する。	87～3
370	5	3	2	1	事業系ごみ減量対策事業	事業系ごみに対する事業者の自主的なごみ減量・資源化活動の強化・拡大を図り、事業系ごみの減量を促進する。公共施設でのごみ減量化の促進、事業系廃棄文書の資源化の促進を図る。	87～4
371	5	3	2	2	広域廃棄物埋立処分場建設費の分担【建設】	大阪湾広域臨海環境整備センターに対し、埋立処分場建設費の本市分担金を負担する。 〔昭和62年度（1987年度）～平成22年度（2010年度）〕	85～2
372	5	3	2	2	ごみ処理施設の整備【建設】	北工場の建替事業を進める。	85～3
373	5	3	2	2	北工場延命対策整備事業【建設】	北工場の延命を図るため、設備の改善整備を実施する。	85～4
374	5	3	2	2	焼却工場建替えに伴う改造工事【建設】	焼却工場建替え敷地内で行っている破砕選別工場業務を破砕選別工場内で出来るよう改造工事を行う。	85～5
375	5	3	2	2	破砕選別工場設備更新事業	破砕選別工場（資源リサイクルセンター含む）の老朽化した設備を年次的に更新する。	87～6
376	5	3	2	-	事業課庁舎空調設備工事【建設】	事業課庁舎の空調設備の改修工事を行う。	85～1
377	5	3	2	-	一般廃棄物処理計画（基本計画）策定事業	一般廃棄物処理計画（基本計画）は、一般廃棄物処理のあり方の長期的指針となる基本計画であり、現行計画の最終年次が平成17年度（2005年度）であるため、第2次計画を策定する。	87～5
378	5	3	3	1	環境の保全と創造	環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の安全で健康かつ快適な生活の確保を図る。	81～2

第5章 環境を守り育てるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
379	5	3	3	2	ISO14001に基づく環境マネジメントの推進	環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001に基づき、環境に配慮した事務事業の推進に努め	82～2
380	5	3	3	2	温室効果ガス排出抑制実行計画推進	地球温暖化対策として、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減を図るため、環境に配慮した事務事業を推進する。	82～3
381	5	3	3	3	アジェンダ21すいたの推進	市民、事業者、行政の三者協働による推進体制の整備などを通じ、持続可能な社会の実現に向けた環境保全行動の推進を図る。	82～1
382	5	3	3	4	環境影響評価制度	一定規模以上の事業について、その事業の実施による環境への影響の未然防止を図るため、環境影響評価制度を実施する。	82～6
383	5	3	4	1	環境教育の推進	環境教育フェアの開催により、市民・事業者へ環境問題についての理解と協力を求め、環境に配慮したライフスタイルの確立やより良い環境づくりに向けた意識の高揚を図る。	82～4
384	5	3	4	2	すいたシニア環境大学	シニア人材を活用し、環境教育の支援及び地域における実践活動を継続的に促進するため、「すいたシニア環境大学」を運営する。	82～5

第6章 安全で魅力的なまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
385	6	1	0	0	安心・安全のまちづくり推進事業	市民との協働による安心・安全のまちづくりの推進を図る。	89～1
386	6	1	1	0	地域防災対策の推進	地域防災計画に基づき、災害に強い安全なまちを構築するために、総合的に防災対策事業を計画し、推進する。	89～3
387	6	1	1	1	建築物の耐震改修促進事業	地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図る。	89～4
388	6	1	1	1	公共施設の耐震改修	市有建築物が災害時に果たす役割等を総合的に判断して、計画的に順次、耐震診断・耐震改修を行う。	89～5
389	6	1	1	2	防災等複合施設建設事業	防災等複合施設及び市庁舎周辺の整備構想について検討を行う。	89～2
390	6	1	1	2	非常用物資の備蓄及び防災用資器材の整備	災害時における生活必需品等の非常用物資の備蓄を図るとともに、自主防災組織等に対して、防災用資器材を給付する。	89～6
391	6	1	1	2	吹田市土砂災害情報相互通報システム整備計画	警戒基準雨量に基づく予警報や避難勧告・避難指示等の早期警戒避難体制を構築するため、平成15年度（2003年度）に策定した基本計画に基づき、平成16年度（2004年度）から平成19年度（2007年度）にかけて順次システム整備を行う。	89～8
392	6	1	1	3	防災ハンドブックの改訂	防災意識の向上及び安全確保の方策や避難所の位置などを記載した防災ハンドブックの全面改訂に向け検討する。	89～7
393	6	1	1	4	地域防災計画の修正	法律等の改正にあわせ、吹田市地域防災計画の修正する。	90～1
394	6	1	3	1	消防本部及び西消防署の移転【建設】	老朽化・狭あい化した西消防署の移転を行うと同時に、消防本部を移転し、高機能消防指令センターを更新する。	88～1
395	6	1	3	1	消防職員・団員に対する教育・訓練の強化	緊急事態に迅速かつ的確に対処できるよう、職員・団員に対し教育・訓練の強化充実を図る。	90～2
396	6	1	3	1	吹三分団車庫・詰所の改築	狭あい化した吹三分団の車庫・詰所の改築の検討を行う。	90～3
397	6	1	3	1	南消防署の改修	署としての機能を充実させるため、耐震未改修部分の改修等の検討を行う。	90～4
398	6	1	3	1	高機能消防指令センターの整備	緊急情報システム等の調査・研究を行う。	90～5
399	6	1	3	1	消防活動にかかる震災対策	震災時の消防応急対策を確立し、消防活動体制の充実を図り、震災前の予防対策の充実を図る。	90～6
400	6	1	3	2	防火意識の啓発と普及	春、秋の火災予防運動を軸に各防火協力団体等の協力を得て、防火PRを積極的に行うとともに、市民に対する防火意識の普及と広報活動の効果をあげるために、消防音楽隊や防災指導車の活用を図る。	90～7
401	6	1	3	2	予防査察体制の充実と自主防火管理体制の確立	各署の予防担当者の査察技術の向上を図りながら、危険物施設及び防火対象物の査察を実施する。また、防火対象物の実態に応じ現地指導を行い、防火管理の徹底を図る。	90～8
402	6	1	3	3	防火水槽整備【建設】	震災時や水道断水時等における消防水利を確保するため、防火水槽を設置する。	88～2

第6章 安全で魅力的なまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
403	6	1	3	3	自主防火組織の育成強化	防火意識の啓発と初期消火を目的とした家庭防火クラブの設立を促し、指導育成を図る。 また、幼年期からの防火意識の啓発を目的として、幼年消防クラブを結成し、育成を図る。	90～9
404	6	1	3	3	自衛消防組織の育成強化	一定規模以上の事業所に対し、自衛消防組織の組織化を促し、装備の充実を指導するとともに、訓練・行事等への参加を呼びかける。	91～1
405	6	1	3	4	応急手当の普及啓発の推進	救急講習等を通じて市民に応急手当の普及・啓発を行い、自主救護能力の向上を図る。	91～2
406	6	1	3	4	救急救命体制の推進	救急隊員の応急処置範囲の拡大に伴い、救急救命士等の資格取得を行うとともに、重篤患者の救命率向上を図るため、第2次救急救命高度化推進計画を推進し、資機材の整備を図る。	91～3
407	6	1	3	4	救急活動体制の強化	各種教養派遣や訓練等を通じて、隊員の質的向上に努めるとともに、救助資機材を整備し、救助活動体制の充実強化を図る。	91～4
408	6	2	1	1	千里ニュータウンまちづくり支援事業	千里ニュータウンのまちづくりについて、関係機関の連携を推進するとともに、市民主導型の広域的交流事業を支援する。	95～3
409	6	2	1	2	宅地化農地利用計画支援	無秩序な開発やスプロールの防止と、調和のとれた良好なまちづくりの推進のために、助言、指導、誘導等の支援を行う。	95～4
410	6	2	1	3	千里山地区住宅市街地総合整備事業【建設】	阪急千里山駅東地区の住宅供給促進、居住環境の創出、都市機能の更新を図るため、住宅市街地総合整備事業の制度により、千里山佐井寺線など公共施設等の整備を図る。	95～1
411	6	2	1	3	千里ニュータウン再生ビジョン推進事業	千里ニュータウン再生ビジョンに示された各種施策等の実施に向けた手法、課題の整理、検討を行い、千里ニュータウンの新たなまちづくりに取り組む。	95～2
412	6	2	1	3	大阪外環状線の建設	新大阪～加美～久宝寺間の城東貨物線（20.3km）を電化客車運行し、南吹田地区に新駅を設置する。	102～5
413	6	2	1	3	J R 岸辺駅周辺整備事業【建設】	駅前にふさわしい人・もの・情報が行き交う賑わいのまちの実現を図る。	103～2
414	6	2	1	3	千里南地区センター再整備事業	「千里南地区センター再整備の基本的な考え方」に基づいて公共施設や都市基盤施設の基本計画等を策定する。	106～1
415	6	2	1	3	山田駅前公共公益施設整備事業	山田駅前の青少年拠点施設を中心とした複合施設の整備について民間活力を導入する。	106～2
416	6	2	1	5	吹田操車場跡地地区整備事業【建設】	吹田操車場跡地のまちづくりに向けた取り組みを進め、次の時代にふさわしいまちの実現を図る。	103～1
417	6	2	2	1	紫金山公園整備【建設】	「風土記の丘」整備計画を策定し、自然と歴史的環境の保全、活用を目的とした総合的な公園整備を行う。	96～1
418	6	2	2	1	片山公園整備【建設】	未開設区域の整備	96～2
419	6	2	2	1	朝日が丘緑地整備【建設】	地域に残る自然と窯跡などの史跡の保存を図る。	96～4
420	6	2	2	1	遊園整備【建設】	遊園の新設及び再整備	96～5
421	6	2	2	1	ポケットパーク整備【建設】	街角の空間スペースを憩いの場、街角の景観スポットとして整備	96～6

第6章 安全で魅力的なまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
422	6	2	2	1	公園等の計画的整備	地域の特性にあわせた、個性豊かな公園等を整備するため、地域の現状と課題を調査し、計画的に公園、遊園等の整備や改修を進める。	98～4
423	6	2	2	1	特色ある公園づくり	公園を花木等によって特色づける。	98～5
424	6	2	2	2	公園環境整備【建設】	市民のいこいの場である公園にトイレを設置する。	96～3
425	6	2	2	3	市民参画型公園池維持管理	水辺環境に関する啓発事業を通じて、水草除草作業や池干し作業などの公園池の生態系の保全活動を市民協働で行う。	98～3
426	6	2	2	3	市民参画型による千里北公園東部地区再整備事業	公園東部地区の一般開放されていない区域に、市民参加による花壇づくりの取り組みをはじめめる。また野鳥の食餌となる樹木を植栽する。	98～6
427	6	2	3	0	交通災害・火災等共済制度	交通事故や火災等により災害を受けた者を救済するため共済制度を設け、市民生活の安定と福祉の増進に寄与する。	101～6
428	6	2	3	1	交通バリアフリー化事業【建設】	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき事業を実施する。	100～3
429	6	2	3	1	交通バリアフリー法による移動円滑化基本構想の策定及び交通事業者への補助	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき基本構想を策定する。また、交通事業者が行う駅舎等の整備事業に対し補助する。	102～1
430	6	2	3	2	違法駐車等防止対策	違法駐車等を防止することにより、交通渋滞の解消と、交通事故を未然に防止することで、市民の安全で快適な生活環境の保持及び向上を図る。	101～7
431	6	2	3	3	自転車駐車場の整備【建設】	市内の鉄道駅に有料の自転車駐車場を整備し、自転車等の放置防止及び歩行者等の安全や通行機能を確保する。	100～2
432	6	2	3	3	放置自転車等の防止	放置自転車対策として、レンタサイクル事業に取り組む。歩行者等の安全や通行機能を確保するため、放置禁止区域を指定し、放置自転車等の移送、保管を行う。また、これにかかる費用を放置者から徴収し、保管期間が経過した自転車等は処分する。	102～2
433	6	2	3	4	交通安全施設整備【建設】	歩道の新設、段差解消及び防護柵の設置等の交通安全施設の改良を行う。	100～1
434	6	2	3	5	交通安全運動の推進	交通安全運転の啓発及び事業実施。自転車安全運転免許証事業及び、小学校等での交通安全教育における終了証交付により、歩行、自転車マナー向上をはかる。	102～3
435	6	2	4	1	交通安全施設整備【建設】	歩道の新設、段差解消及び防護柵の設置等の交通安全施設の改良を行う。	100～1
436	6	2	4	1	自転車駐車場の整備【建設】	市内の鉄道駅に有料の自転車駐車場を整備し、自転車等の放置防止及び歩行者等の安全や通行機能を確保する。	100～2
437	6	2	4	2	公共交通の充実	環境と福祉に配慮した、コミュニティバス交通システム整備	102～4
438	6	2	5	1	西吹田駅前線立体交差【建設】	南吹田一丁目～南吹田三丁目地区 J R東海道本線との立体交差区間 L = 380m W = 21m (地下道部12m)	100～4
439	6	2	5	1	佐井寺片山高浜線道路新設【建設】	千里山松が丘～千里山西六丁目地区 L = 1,200m	100～5
440	6	2	5	1	千里丘豊津線道路新設【建設】	朝日が丘町・原町二・三丁目地区 L = 1,000m	101～1

第6章 安全で魅力的なまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
441	6	2	5	2	道路新設改良【建設】	市内各所の道路の新設、改良工事を行う。	101～2
442	6	2	5	2	道路緑化及び景観整備【建設】	市内各所の道路の緑化及び景観整備を行う。	101～3
443	6	2	5	2	道路安全再整備のランドデザインの策定	車優先から人優先の「人に優しい道づくり」を基本に、道路安全再整備のランドデザインを策定する。	102～6
444	6	2	5	3	橋梁新設改良【建設】	橋梁の補強工事等を行う。	101～4
445	6	2	5	3	道路舗装【建設】	市内各所の道路の舗装を行う。	101～5
446	6	2	5	3	道路台帳整備	基準点測量及び道路境界標（明示・帰属・寄附等）の座標値の収集を行い、台帳図及び調書の作成を行う。また、測量法の改正に伴い座標の変換を行う。	102～7
447	6	2	5	3	すいた里親道路促進事業	市民グループ及び自治会等に道路の一定区間を路面清掃や除草などをしていただくことで地域の環境美化の推進を図る。	102～8
448	6	2	6	2	小規模受水槽の点検調査	有効容量10以下の小規模受水槽の点検、水質検査を行う。	106～8
449	6	2	6	3	第1次上水道施設等整備事業【建設】	第1次上水道施設等整備事業により、浄配水施設の更新、配水管の耐震化を含む管路整備を進め、水道水の安全、安定給水の確保を図る。	104～2
450	6	2	6	4	給水方法の改善	中高層建物（6～10階程度）への直結増圧給水の普及に努める。	106～9
451	6	2	6	5	水の適正利用	ライフラインとしての安定給水を確保し、水道水の効率的な使用を推進するため、市内全域を対象に、1年に1回計画的な漏水調査を実施する。また、マッピングシステムの活用など、災害時における危機管理対策の取組みを強化する。	107～1
452	6	2	7	0	水洗便所改造費助成	公共下水道供用開始区域内において、くみ取り便所を水洗便所に改造する者（し尿浄化槽の切替接続者を含む）に対し、改造費助成金を交付する。	107～3
453	6	2	7	0	水洗便所改造費融資あっ旋	公共下水道供用開始区域内において、くみ取り便所を水洗便所に改造する者（し尿浄化槽の切替接続者を含む）に対し、融資あっ旋を行う。	107～4
454	6	2	7	0	公共下水道計画・認可事業【建設】	・雨水排除の基本計画を策定する。 ・下水道法事業計画の認可変更を行う。	104～3
455	6	2	7	1	下水道台帳整備	縮尺1/500で地盤高、管低高、管径、延長、勾配、汚水、雨水樹の別、取付管径及び延長を明記。	107～2
456	6	2	7	1	公共下水道管渠整備【建設】	・全市水洗化の達成のため、引続き配水管渠整備を行う。 ・雨水未整備地区の浸水に対する安全度を高めるため雨水管渠整備を図るとともに、浸水被害のある箇所から重点的に浸水対策をすすめる。	104～4
457	6	2	7	2	下水処理場整備【建設】	各下水処理場の施設整備、改築更新工事等を行う。	105～1
458	6	2	7	2	川園ポンプ場整備【建設】	川園ポンプ場の施設整備、改築更新工事、耐震補強工事等を行う。	105～2
459	6	2	7	2	南吹田下水処理場汚泥処理施設整備【建設】	耐用年数の過ぎた汚泥処理施設を、循環型社会に対応したシステムに改築更新する。	105～3

第6章 安全で魅力的なまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
460	6	2	7	3	公共下水道管渠整備【建設】	・全市水洗化の達成のため、引続き配水管渠整備を行う。 ・雨水未整備地区の浸水に対する安全度を高めるため雨水管渠整備を図るとともに、浸水被害のある箇所から重点的に浸水対策をすすめる。	104～4
461	6	2	7	3	公共下水道の管渠の雨水レベルアップ整備【建設】	南吹田処理区・川面処理区における抜本的な浸水対策のため、雨水レベルアップ整備を行う。	104～5
462	6	2	7	4	安威川流域下水道【建設】	安威川流域下水道事業の管渠・処理場・ポンプ場整備に伴う本市負担。	105～4
463	6	3	1	1	住宅マスタープランの策定	住民・住環境に関する基本方針を策定する。	106～3
464	6	3	1	2	福祉型借上公共賃貸住宅制度	住宅に困窮する高齢者・障害者世帯の住宅を確保するため、一定の水準と設備をもつ民間賃貸住宅を借上げて「福祉型借上公共賃貸住宅」を供給する。	106～5
465	6	3	1	3	岸部中住宅の建替え【建設】	狭小・老朽化した岸部中住宅を建替えることにより、住環境の向上を図る。	103～3
466	6	3	1	3	豊津住宅T1棟個別改善【建設】	吹田市営住宅ストック総合活用計画に基づく豊津住宅T1棟の個別改善により住環境の向上を図る。	104～1
467	6	3	1	3	市営住宅の建替え、改善の促進	吹田市営住宅ストック総合活用計画に基づく建替事業、改善事業等の手法により市営住宅の住環境の向上を図る。	106～6
468	6	3	1	4	分譲マンション支援事業	分譲マンションの管理の適正化を推進し、分譲マンション管理組合間の交流に必要な情報等の提供を行う。	106～4
469	6	3	1	4	マンションの建替え支援事業	マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づき、マンションの建替えに関する法手続き等についての相談に応じ、助言及び認可を行う。	106～7
470	6	4	0	0	良好な都市景観の形成	地域の特性を活かした、美しい都市景観の形成を図るため、公共事業の調整や民間誘導、啓発、支援など、総合的な景観行政を推進する。	95～5
471	6	4	2	2	環境美化の推進	違法屋外広告物の撤去活動・違法簡易広告物撤去活動員制度・美化キャンペーンの実施。環境美化推進重点地区での喫煙禁止地区の指定を行い、「協働」のもと、市民、事業者とともに環境美化を推進する。	82～1
472	6	4	2	2	「みどりの協定」による樹木等の助成	「みどりの協定」を締結した市民等に対し、樹木・花苗やプランター等を助成する。	97～6
473	6	4	2	2	生垣等緑化推進助成	花と緑に包まれた、うるおいのあるまちづくりを市民等と共に進めるため、民有地の生垣設置及び大気浄化植樹事業等に助成する。	97～7
474	6	4	2	2	すいた里親道路促進事業	市民グループ及び自治会等に道路の一定区間を路面清掃や除草などをしていただくことで地域の環境美化の推進を図る。	102～8

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
475	7	1	0	0	計量法に基づく定期検査、立入検査等の実施	取引や証明における適正な計量を確保するため、計量法に基づく定期検査や量目検査等を行う。	53～1
476	7	1	0	0	小企業者事業資金融資	市内の小企業者に対し、事業資金の融資あっせんを行う。	53～2
477	7	1	0	0	信用保証料補給	小企業者事業資金融資の借入者が、大阪府中小企業信用保証協会に払い込んだ保証料の全額を補給する。	54～1
478	7	1	0	0	緊急支援助利子補給	小企業者事業資金融資を受けた小企業者に対して、不況時の緊急支援助として利子の一部を補給する。	54～2
479	7	1	0	0	観光の振興	地域の特性を生かした観光事業を推進する。	54～3
480	7	1	1	1	商業活性化に対するコンサルタント派遣補助	市内の商業団体が商店街等運営の改善及び商業施設の整備などを検討する場合、その指導・助言のため、吹田商工会議所が派遣するコンサルタントに要した費用の一部を補助する。	54～4
481	7	1	1	1	商店街等設備近代化促進利子補助	商店街等が設備の近代化を促進するための事業資金を金融機関から借入れた場合、支払った利子に対し、その一部を補助する。	54～5
482	7	1	1	1	商業近代化資金融資	市内の中小事業者等に対し、経営の近代化を図るために必要な設備資金の融資あっせんを行う。	54～6
483	7	1	1	1	商店街等商業共同施設事業補助	商店街・小売市場等がアーケード、カラー舗装、街路灯、コミュニティ関連施設等の商業共同施設を設置した場合、その事業費の一部を補助する。	54～7
484	7	1	1	1	空き店舗等活用促進事業補助	商店街・小売市場の活性化を図るため空き店舗等を借り上げ、共同施設等として活用する事業に対して、その事業費の一部を補助する。	54～8
485	7	1	1	1	商業基盤施設整備事業補助	集客力の向上による活性化を図り、消費者の利便に寄与しアメニティ豊かな魅力ある商業地作りを進めるため、アーケード改修、カラー舗装等の商業基盤施設整備事業に対して、その事業費の一部を補助する。	54～9
486	7	1	1	3	吹田産業フェア補助	市内の産業を広く市民に紹介し、地元産業と市民のかかわりについて市民の認識を一層高め、市内産業の振興に資することを目的として開催し、その援助を行う。	55～7
487	7	1	1	3	商業団体情報化事業補助	小売商業団体等が商業の活性化と消費者の利便性向上のため、情報化事業を実施した場合、情報システム構築費用や情報機器類購入等に対して、その事業費の一部を補助する。	56～5
488	7	1	1	3	産業経済情報提供	国・府・市の施策、催物や商工業の経済情報など、中小企業経営等に必要な情報提供を行い、経営の近代化を促進する。	56～6
489	7	1	2	0	新吹田市商工振興ビジョンの策定	「吹田市商工振興ビジョン」の目標年次が平成17年(2005年)であるため、新吹田市商工振興ビジョンを策定する。	55～1
490	7	1	2	0	I S O取得支援事業補助	ISO14001の認証を取得した中小企業に対し、取得に要した費用の一部を補助する。	55～2

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
491	7	1	2	3	創業支援等事業補助	吹田商工会議所が実施する起業家の創出及び育成並びに中小企業の経営革新を図るため研修会等の開催や事業に対してその費用の一部を補助する。	55～3
492	7	1	2	3	女性・中高年起業家資金等に係る利子補給	創業期における女性・中高年起業家の利子負担の軽減を図り、経営の安定に資するため国民生活金融公庫等の「女性・中高年起業家資金」融資を受けた市内の事業者に対し、その利子の一部を補給する。	55～4
493	7	1	2	3	ビジネスインキュベーター施設支援事業	インキュベーター用のオフィスとして認定した民間のビル事業者に対して、入居企業の賃料の一部を補助する。また入居企業に対して、ソフト支援事業を実施する。	55～5
494	7	1	2	3	創業・企業育成ソフト支援事業	市内での創業・企業育成支援に資するため、新規事業を計画中の市内中小企業者等を対象にビジネスプランコンテストを行い、優秀者には助成金や、専門家によるフォローアップ派遣等事業を吹田商工会議所へ委託する。	55～6
495	7	1	3	1	中小企業大学校受講補助	中小企業者の人材育成のための研修機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校の研修を受講した場合、その受講料の一部を補助する。	56～1
496	7	1	3	1	中小企業セミナー	中小企業経営についての新しい視点と幅広い知識、情報を提供し、経営基盤の強化と将来への指針作りに資するためセミナーを実施する。	56～4
497	7	1	3	2	商工業団体事業活動促進補助	商工業団体が商工業事業活動の活性化を促進するため実施する調査研究事業、研修事業、催物事業に対して、その費用の一部を補助する。	55～8
498	7	1	3	2	吹田商工会議所中小企業支援事業補助	吹田商工会議所が行う、市内の中小事業所に対する経営相談、指導及び融資のあっせん等の事業並びに市内商工業の振興に資するために行う情報化支援事業などに対して、その費用の一部を補助する。	56～2
499	7	1	3	2	吹田市商業団体連合会商業活性化事業補助	吹田市商業団体連合会が市内の商店街並びに小売市場の活性化を図るために取り組む調査研究、研修、商業活性化シンポジウム及び千里ニュータウン地区における商業祭の実施に対して、その費用の一部を補助する。	56～3
500	7	1	4	1	農作物特産品栽培奨励事業	吹田の農作物特産品として「吹田くわい」の栽培を奨励する。	56～8
501	7	1	4	2	営農指導事業	農業技術の向上、大阪エコ農産物推進等の営農指導を行う。	56～7
502	7	1	4	3	地産地消の推進	吹田産農作物を吹田で消費する、いわゆる地産地消の具体的施策について検討する。	56～9
503	7	1	5	1	市民農園関係事業整備運営補助	市民の園芸、余暇活用などの目的で、農家が開設する市民農園に補助金を交付するとともに、市民農園利用者への栽培講習会を実施する。	57～1
504	7	1	5	2	花とみどりふれあい農園事業	農家が都市の緑化に寄与し、市民にうるおいを与える草花を栽培する事業に対して、助成金等を交付する。	57～3

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
505	7	1	5	3	農作業体験農園事業	市内の農地で市民が家族とともに、水稲、さつまいもなどの作付けから収穫までの農作業を体験できる農園を開設する。	57～2
506	7	2	1	1	スタートワーキングサポート事業	若年層の厳しい雇用環境を踏まえ、スタートワーキング臨時雇用員として任用し、市役所での勤務や研修を通して社会人としての基礎を身につけ、民間企業等での常用雇用をめざす就職活動を支援する。	57～6
507	7	2	1	1	障害者雇用相談事業	事業主並びに障害者からの相談に対して、専門的な知識を有する相談員が、経験的、専門的な立場から、具体的かつ実際の相談、助言を行う。	57～7
508	7	2	1	1	地域就労支援事業	就職困難者等に対して、就労阻害要因について各々の就労メニューを作成し、関係機関と連携し雇用、就労につなげて行く。	57～8
509	7	2	1	1	障害者就業・生活支援センターステップアップ事業	障害者の職業生活における自立を図るため、障害者に対して職業準備訓練から就職、職場定着に至るまでの相談・援助を行う。	57～9
510	7	2	1	2	労働関連施策地域展開事業	労働基準法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、労働者派遣法等に関する労使関係安定のための啓発講座の開催。	57～4
511	7	2	2	1	特定退職金共済事業補助	一般従業員及びパートタイム従業員を被共済者として実施される特定退職金共済事業に対して補助することにより、従業員の福祉の増進と企業の振興を図る。	58～2
512	7	2	2	1	勤労者福祉共済	中小企業の勤労者及びパートタイム勤労者の福祉の増進を図り、あわせて中小企業の振興に寄与することを目的とした共済制度。	58～3
513	7	2	2	2	勤労者福利事業	勤労者会館において、勤労者の知識・教養を深めるため各種講座や、勤労者の余暇活動の充実を図るための各種教室・催し等を行う。	58～4
514	7	2	3	1	労働相談	職場における健全な労使関係の確立、労働福祉の増進を図るため、弁護士・社会保険労務士による相談を、市庁舎(昼)と勤労者会館(夜)で実施する。	58～5
515	7	2	3	2	労働関連施策地域展開事業	労働基準法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、労働者派遣法等に関する労使関係安定のための啓発講座の開催。	57～4
516	7	2	3	2	男女共同参画推進事業	男女共同参画にかかる、情報を収集するとともに、市内の事業者、事業所の労働者を対象に冊子、パンフレット等を通じ、啓発を行い男女共同参画社会の実現をめざす。	57～5
517	7	2	3	2	労働事情調査	労働諸条件の改善を図るため、市内の事業所における労働条件と年次的課題などの労働実態の把握を行う。	58～1
518	7	2	3	2	労働振興対策事業補助	地域労働者と市民との生活の安定・向上を図る協働の社会的効果を生む活動事業に対し補助を行う。	58～6
519	7	3	1	1	消費生活相談	消費生活センターにおいて、商品や役務等に関する販売方法、契約、品質機能等についての苦情や相談に応じ、消費者の保護を図る。	58～7

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
520	7	3	1	1	不用品の有効利用	家庭で不用となった物品の提供者・需要者を相互紹介し、廃棄物の減量と資源の有効利用を促進する。	58～8
521	7	3	1	1	消費生活センターの充実	各種講座の開催及び啓発、消費者情報の収集提供並びに資料の展示等を行う。	58～9
522	7	3	1	2	消費生活展	暮らしの中から身近なテーマを選んで展示、実演などによる情報提供、啓発を行い、消費者意識の高揚、消費者トラブルの防止を図る。	59～1
523	7	3	1	4	消費者活動の助成	消費者の利益の擁護及び増進のための活動に助成する。	59～2

基本計画推進のために

No.	章	節	細節	細々節	事業名	事業内容	掲載ページ
524	推	3	-	-	自治基本条例の制定	地方自治のあるべき姿を見定め、自治の基本的な考え方を明らかにするための条例を制定する。	111～5
525	推	3	-	-	企画提案政策形成研究会	市民サービスの向上や行政水準の向上につながるような新しい発想を創意工夫しながら、研究・提案することを目的とし、併せて職員の政策形成能力を養成する。	111～6
526	推	3	-	-	市政研究所のあり方についての検討	学識経験者や市民の英知を政策提言や研究成果として発表できる市民参加型の開かれた研究所として、そのあり方を検討する。	111～7
527	推	3	-	-	行財政改革の推進	新たな市民ニーズや時代の要請に応えていくため、より一層効率的な行財政運営の確立や行政システムの変革を図る。	112～1
528	推	3	-	-	組織の整備等	行政需要の変化に的確に対応し、市民本位の行政運営を進めるため、組織の整備や適正な職員定数の管理に努める。	112～2
529	推	3	-	-	職員研修	研修の充実により、職員の事務処理能力・政策形成能力・管理能力等の向上を図り、職員が意欲と能力を十分発揮できるように努める。	112～6
530	推	3	-	-	公共施設の管理運営	公共施設の効率的な管理運営を図るため、各財団法人による管理運営を行	113～1
531	推	4	-	-	行財政改革の推進	新たな市民ニーズや時代の要請に応えていくため、より一層効率的な行財政運営の確立や行政システムの変革を図る。	112～1
532	推	4	-	-	組織の整備等	行政需要の変化に的確に対応し、市民本位の行政運営を進めるため、組織の整備や適正な職員定数の管理に努める。	112～2
533	推	4	-	-	事務処理方法等の改善	事務処理方法等の見直しと改善に努め、効率的な行政運営の推進を図る。	112～3